

令和 8 年度大鰐町障害者就労施設等優先調達方針

1. 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（以下「方針」という。）を定めるものとする。

2. 用語の意義

この方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法において使用する用語の例による。

3. 適用範囲と調達対象

この方針の適用範囲は、町の全ての機関が発注する物品等の調達とし、調達の対象となる施設は、障害者優先調達推進法に規定する障害者就労施設等とする。

4. 調達する物品等及びその目標

令和 8 年度において重点的に障害者就労施設等から調達する物品等及びその目標は次のとおりとする。

- ・対象物品等：食料品・飲料、小物雑貨
- ・目標額：前年度実績を目標とし、それを上回るよう努める。

5. 調達の推進方法

- （1）障害者就労施設等から供給可能な物品等についての情報を収集し、これらの情報を各部署に対して周知するとともに、優先調達を依頼する。
- （2）町と業務委託契約（指定管理制度による施設等管理委託業務を含む。）を締結している相手方等に対し、障害者就労施設等からの物品等の調達に対する理解と協力を求める。

6. 調達推進方針及び調達実績の公表

この方針や調達実績については、町ホームページ等により方針策定後（又は調達実績の集計後）に速やかに公表する。

7. 調達推進方針に関する窓口

この方針の担当窓口は、保健福祉課とする。

（附則）

この調達方針は、令和 8 年 6 月 19 日から適用する。